

法令速報

- 国務院、「汚染物質排出許可管理条例」を公布
- 最高人民法院、「越境訴訟当事者のためのオンライン案件立ち上げサービスの提供に関する若干の規定」を公布
- 国務院独占禁止委員会、「プラットフォーム経済の分野に関する独占禁止ガイドライン」を公布
- 应急管理部和公庁、「危険化学品企業重大危険源安全保障責任制弁法(試行)」を通達

弁護士コラム

- 中国国外の制裁に対する中国の報復の域外適用をめぐる最新の立法をいかに理解すべきか？
——中国の「遮断弁法」の内容と今後の課題の簡潔な分析

若手弁護士の学習メモ

- 動産の浮動担保権

国務院、「汚染物質排出許可管理条例」を公布

2021年1月29日に、国務院は「汚染物質排出許可管理条例」(以下「条例」)を公布した。同条例は2021年3月1日から施行される。「条例」においては、汚染物質排出許可証の申請・許可審査、汚染物質排出組織に対する管理・監督・検査、法的責任などに対し、規定が行われている。「条例」によると、汚染物質を排出するプロジェクトの新規立ち上げ・変更・拡張等の場合には、汚染物質排出許可証の取扱いを改めて申請しなければならない。このほか、「条例」においては、違法な汚染物質の排出に対する処罰の強度が更に強化されており、「条例」によると、汚染物質排出許可証を取得していない汚染物質の排出に対しては、生態環境主管部門が是正を命じ、または生産を制限もしくは停止して整備し、かつ、20万元以上100万元以下の過料に処し、情状が深刻なときは、休業または閉鎖を命じるものとされている。

(出典：http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-01/29/content_5583525.htm)

最高人民法院、「越境訴訟当事者のためのオンライン案件立ち上げサービスの提供に関する若干の規定」を公布

2021年2月3日に、最高人民法院は「越境訴訟当事者のためのオンライン案件立ち上げサービスの提供に関する若干の規定」(以下「規定」)を公布し、越境訴訟オンライン立ち上げの適用範囲や具体的な手続などに対する規定を行った。「規定」によると、中国国外の企業はオンライン動画検証の人民法院への申請の方法を通じて、訴訟の代理を中国の弁護士に委託することができ、従前のような受託弁護士の公証・認証等の手続を取り扱う必要性が無くなるものとされている。オンライン動画の検証を経た後に、受託弁護士は中国国外の企業を代表し、オンライン立ち上げ、オンライン費用受渡し等の事項を遂行することができ、これにより中国国外の企業の立ち上げ手続が、より一層簡素化されることとなる。

(出典：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-286341.html>)

国務院独占禁止委員会、「プラットフォーム経済の分野に関する独占禁止ガイドライン」を公布

「アリババ」や「テンセント」等の中国の大型インターネット経済プラットフォームの独占的行為の予防および制止に向けて、2021年2月7日に、国務院独占禁止委員会は「プラットフォーム経済の分野に関する独占禁止ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を公布した。「ガイドライン」においては、インターネットプラットフォーム経営者の間における水平型独占的協定、垂直型独占的協定、各種の市場支配地位の濫用などの具体的な認定基準や、法執行の考量要素などに対する説明が行われており、インターネットの分野における独占禁止法の執行と司法に対し、重要な影響をもたらすものとみられている。

(出典：http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fldj/202102/t20210207_325967.html)

応急管理部弁公庁、「危険化学品企業重大危険源安全保障責任制弁法(試行)」を通達

2021年2月7日に、応急管理部弁公庁は「危険化学品企業重大危険源安全保障責任制弁法(試行)」(以下「弁法」)を通達した。同法は通達日から施行され、有効期間は三年とされている。危険化学品の重大な危険源とは、危険化学品を生産、保存、使用または運搬する数量が、一定の臨界量に等しくなり、またはそれを超過する区画(場所と施設を含む。)をいう。「弁法」によると、危険化学品を生産・経営する企業、および危険化学品を使用して生産を行う化学工業企業は、当該企業の各々の重大な危険源の主要責任者、技術責任者および取扱責任者を明確にし、総体的な管理、技術的な管理、および取扱上の管理という三つの側面から、重大な危険源に対する安全保障を実施し、相応の安全生産責任を実施しなければならないものとされている。

(出典：https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgnr/202102/t20210207_379780.shtml)

中国国外の制裁に対する中国の報復の域外適用をめぐる最新の立法をいかに理解すべきか？ ——中国の「遮断弁法」の内容と今後の課題の簡潔な分析

作者 姜雨潤

中国の商務部は2021年1月9日に「中国国外の法律と措置の不当な域外適用の遮断に関する弁法」(以下「遮断弁法」)を公布しました。中国における遮断に関する初の立法として、「遮断弁法」は中国の輸出入貿易と外商投資に対し、重要な影響をもたらすものとみられています。本文においては、「遮断弁法」の公布の原因、既に明確になっている内容、および今後の立法と法執行の実践における更なる明確化の余地のある課題について、簡潔に分析を行わせていただきます。

一、なぜ「遮断弁法」が公布されたのか？

近年において、一部の国家が実施している制裁措置は、ただ当該国の企業の取引を制限しているだけではなく、さらには、中国企業と第三国の間の取引の実施にも影響を及ぼしています。たとえば、アメリカ合衆国はファーウェイ(HUAWEI)等の中国企業を「エンティティリスト」に直接追加し、第三国の企業のこれらの中国企業への特定品目の供給(たとえば、日本企業からファーウェイ等の制裁を受けている中国企業へのアメリカ合衆国の規制品目の含有量が25%以上である一部の貨物の輸出など)を制限していたり、またはその他の制裁を通じて中国企業の第三国の企業への納品を制限している例などを挙げるすることができます。

この種の第三国に対する制限は、国際法と国際関係の基本準則に違反する「国内法の域外適用」に属しており、中国の国家の主権と企業の利益を損害しているものと中国政府は考え、報復措置として、今回の「遮断弁法」が公布されています。

二、「遮断弁法」においては、何が既に明確にされているのか？

1. 遮断が適用される制裁の大まかな範囲

「遮断弁法」の第2条では、「本法は、中国国外の法律と措置の域外適用が、国際法と国際関係の基本準則に違反し、中国の公民又は法人その他の組織と、第三国(地区)又はその公民若しくは法人その他の組織との間で行われる正常な経済・貿易及びこれに係る活動を不当に禁止又は制限している状況に適用される。」と規定されています。つまり、遮断の対象はあくまでも第三国の実体を不当に制限している制裁に限るとされます。たとえば、ただ米中企業間の取引のみを制限しているアメリカ合衆国の制裁は、遮断の対象に属しませんが、日系企業と中国企業間の取引を制限しているアメリカ合衆国の制裁は、条件に該当します。

2. 五つの大きな実施手続

「遮断弁法」においては主として、次の五つの大きな実施手続が規定されています。

(1) 報告手続(第5条)。中国の実体は上述の遮断対象に遭遇した場合には、30日以内に中国の商務部に報告しなければなりません。

(2) 禁止令公布手続(第7条)。中国商務部は中国国外の制裁について、「認めてはならず、執行しては

ならず、遵守してはならない、」という禁止令を公布することができます。

(3) 免除手続(第 8 条)。中国の実体は禁止令の公布後に、禁止令遵守の免除を申請することができます。仮に中国商務部が免除を承認した場合には、免除された主体は、中国国外の制裁を引き続き遵守することができます。

(4) 司法上の賠償請求手続(第 9 条)。当事者が禁止令に違反した場合には、中国の実体は中国で訴訟を提起し、相応の損失の賠償を当事者に要求することができます。

(5) 行政処罰手続(第 13 条)。仮に中国の実体が禁止令に違反し、または上述の報告義務に違反した場合には、商務部の警告、期限付是正命令、過料などの行政処罰に直面する可能性があります。

三、「遮断弁法」において明確化の余地のある課題

「遮断弁法」においては、上述の五つの大きな手続を通じて、中国の遮断法の大筋の枠組みが確立されていますが、しかし、更なる実施細則と法執行の実例は、現段階においては、なおも欠如していることから、依然として多くの問題には明確化の余地が残されています。以下におきましては、一部の重要な問題を列挙いたします。

1.中国国外の企業は中国の禁止令を遵守する必要があるのか？

「遮断弁法」は中国政府の行政規則です。このため、中国の実体は「遮断弁法」と相応の禁止令を遵守すべきです。しかし、中国国外の企業も、これを遵守すべきなのか否かについては、明確にされていません。たとえば、「遮断弁法」においては、「当事者」という一つの漠然とした概念に対する定義が行われておらず、このため、中国国外の企業が司法上の賠償請求に直面するのか否かについては、なおも明確化の余地が残されています。このほか、行政処罰の対象は、ただ中国の実体のみに限定されていますが、しかし、中国国外の企業が禁止令に違反した際に、中国政府が中国国外の企業の中国国内の持分と子会社に対して処罰を行うのか否かについても、いまだに知られていません。

実際の効果の面から見てみますと、「遮断弁法」が仮に中国国外の企業に適用されない場合には、実際の意味を喪失し、中国企業に、中国国外の制裁の域外適用という制約に引き続き直面させます。逆に、「遮断弁法」が中国国外の企業に適用される場合には、「遮断弁法」そのものにも、中国法の「域外適用」の効力が発生します。これは一体、やむを得ない「毒をもって毒を制す」という手段に属しているのでしょうか？それとも、「自己矛盾」に属しているのでしょうか？

2.禁止令のが発令されれば、当事者が事前に取り決めた免責条項は、排除されるのか？

中国国外の企業が仮に事前に契約の中で、中国国外の制裁の遵守と取引の終了により発生する違約責任の免除を取り決めており、ひいては、相手方に賠償請求権の放棄等を確約させていた場合には、この種の免責条項は、中国の禁止令の公布後においても、引き続き有効なのでしょうか？当事者はこの種の事前の取決めを通じて、中国の「遮断弁法」と禁止令を回避することができるのでしょうか？この問題は、「遮断弁法」と禁止令が、中国の民法上の契約の無効化を生じさせることのできる(特に、「公序良俗」にかかわっている)「強行規定」に属しているのか否か次第であり、今後の中国政府と司法の実践において、更なる明確化の余地が残されています。

ここで注意が必要なのは、免責条項は今後もしも、(1)「中国国外の企業も、中国の禁止令を遵守する必要

性が明らかにある。」(2)「中国の『遮断弁法』と禁止令を回避する免責条項は、中国法の上では、無効化の対象に明らかに属する。」(3)「免責条項の表現において、中国国外の制裁の遵守が、過度にあからさまに中国企業に要求されている。」というような一連の条件を兼ね備えた場合には、逆に、中国国外の企業に、中国国内におけるコンプライアンスリスクに遭遇させる可能性があるという点です。このため、中国国外の企業は今後、中国企業(特に、制裁を既に受けている中国企業)との契約の中で、この種の免責条項を取り決める際には、この点を十分に重視し、必要な際には弁護士や専門家に相談し、これにより関連のリスクを評価し、どのように対応すればよいのかを確定すべきとなります。

3. 一体どのような制裁・主体・取引が遮断され、または免除されるのか？

欧州連合の関連の遮断法(「(EC) No 2271/96」。2018年改正)の下での附属文書の形式を用いた遮断される外国の制裁の明確な列挙(たとえば、アメリカ合衆国の「1996年に成立したキューバ共和国自由民主連帯法(通称:ヘルムズ・バートン法)」や「1996年に成立したイラン・イスラム共和国制裁法」など)とは異なり、中国の「遮断弁法」では、遮断する必要のある中国国外の制裁の範囲が、事前に規定されておらず、政府の関連部門が今後、実際の状況に応じて個々の案件ごとに判断を行います。さらに、適用を受ける中国国外の制裁が、たとえ確定されたとしても、禁止令はその中国国外の制裁に関連する一切の取引が、対象となるのか、それとも、ただ特定の主体の間の一部の取引のみが、対象となるのかという問題も、「遮断弁法」においては明確にされていません。他方、「遮断弁法」の第8条では、免除の申請者は「免除を申請する範囲」を明確にする必要があるという旨が言及されており、これは免除の中にも、「どのような中国国外の制裁を免除するのか」、「どのような主体を免除するのか」、および「どのような取引を免除するのか」という問題が、存在する可能性のあるという旨を暗示しています。このため、中国政府はどのような制裁・主体・取引を遮断または免除するのかという問題に対して、大きな自由裁量権を有しています。

四、おわりに

総じて述べますと、「遮断弁法」においては、中国国外の制裁の域外適用に対する報復のために、基本的な法的根拠が提供されており、また、域外適用への報復の強化が、示唆されています。遮断の効果は、ただ中国企業の保護の効果を生じるだけではなく、一部の企業、特に、中国国内の外商投資企業と中国国外の企業に、特定の条件の下で、中国国外の制裁または中国の「遮断弁法」・禁止令を同時に遵守することのできない苦境に直面させる可能性もあります。この種の「板挟み」の境地は、今後本当に発生するのだろうか、企業はどのように対応を行えばよいのかなど問題は、上述の「明確化の余地のある課題」の結論次第とされています。このため、各企業のかたがたには、中国政府の遮断法の面における次なる法執行と立法の動向に高い関心を払っていただくようお勧めいたします。

若手弁護士の学習メモ

——動産の浮動担保権

今回は「民法典」における動産の浮動担保権を学習し、次のとおり整理いたしました。

一 法律の変化の対比

「物権法」(2021.1.1 廃止)	「民法典」(2021.1.1 発効)
<p>【第 181 条】当事者の書面の協議を経て、企業、自営業者及び農業生産経営者は、既存の、及び将来的に有する生産設備、原材料、仕掛品及び製品に抵当権を設定することができる。債務者が満期の債務を履行せず、又は当事者が取り決めた抵当権を実現する状況が発生したときは、債権者は、抵当権実現時の動産について、優先的に弁済を受けることができる。</p>	<p>【第 396 条】企業、自営業者及び農業生産経営者は、既存の、及び将来的に有する生産設備、原材料、仕掛品及び製品に抵当権を設定することができる。債務者が満期の債務を履行せず、又は当事者が取り決めた抵当権を実現する状況が発生したときは、債権者は、抵当財産確定時の動産について、優先的に弁済を受けることができる。</p>

二 動産の浮動担保権の特徴

1. 抵当権設定者
 抵当権設定者は企業、自営業者および農業生産経営者に限られています。浮動担保制度の趣旨は主として、中小企業と農民の生産経営上の借入れが困難であるという苦境の解決にあります。
2. 抵当財産
 抵当財産は経営者が所有する集合財産であり、これには経営者の既存の、または将来的に有する生産設備、原材料、仕掛品、製品などの特定の動産が含まれます。これら以外のその他の動産と不動産は、いずれも抵当財産とすることができません。
3. 契約の形式
 「物権法」においては、浮動担保の設定は、書面をもって合意に達しなければならないと規定されていましたが、一方、「民法典」では、その内容は削除されています。これに基づき、当事者の間における動産の浮動担保の成立は、書面の形式に限定されず、さらには、口頭または他の形式を通じて締結することもできるようになりました。しかし、今後の不要な紛争を避けるためには、当事者の間において、できるだけ書面の形式を採用して、不動産を設定しなければなりません。

三 抵当財産の確定方法

浮動担保権の設定時においては、抵当財産は、なおも特定されていません。ただ法定の事由、または取り決めた事由が発生した時点においてのみ、浮動担保の財産は確定し、抵当権者は初めて抵当権を真に実現することができます。したがって、当事者は浮動抵当を設定する際に、抵当財産の確定方法を取り決めておくことに注意すべきです。また、「民法典」においては、浮動担保財産が確定する四種の状況が以下のとおり規定されています。

- (1) 債務の履行期限が満了し、債権が実現しなかったとき。
- (2) 抵当権設定者が破産を宣告され、または解散し、清算するとき。
- (3) 当事者が取り決めた抵当権の実現する状況
- (4) 債権の実現に著しく影響するその他の状況

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>